令和８年（フ）第６８７号
栃木県鹿沼市見野1179番地
債務者　廣田　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９０号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅48号棟4485号室
債務者　川口　宰子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７００号
栃木県宇都宮市石井町2887番地２　サンガーデンＤ棟
債務者　菊地　ラッケルこと　キクチ　ラッケル　ピサン
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７０１号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目２番５号　県営江曽島住宅５号棟　20号室、前住所栃木県宇都宮市江曽島４丁目221番地10
債務者　小島　里香
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２６号
群馬県前橋市広瀬町二丁目27番地１　102号
債務者　遠藤　ロサリンダこと　ＥＮＤＯ　ＲＯＳＡＬＩＮＤＡ　ＭＡＲＱＵＥＺ
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３７号
群馬県伊勢崎市下触町855番地１　ゴッドサワーメゾンＢ105
債務者　宮崎　久和
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４５号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越1612番地７
債務者　髙島　包充
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５１号
群馬県前橋市鳥羽町642番地２　ハイツフレンド鳥羽　203号、旧住所群馬県北群馬郡吉岡町大字南下914番地３
債務者　笹澤真由美
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８７１号
川崎市宮前区宮崎102番地１　マリオン宮崎台　308
債務者　藏座　祐一
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４１号
岐阜市日置江１丁目47番地１、前住所岐阜県瑞穂市穂積739番地２
債務者　森田　靖志
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９６号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地１－207、前住所静岡県沼津市青野199番地の１　アヴェニール309
債務者　太田　孝司
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４００号
静岡県沼津市本字千本1910番地の217、前住所神奈川県川崎市中原区井田１丁目18番６号　グリーンコート井田　103
債務者　千葉　萌花
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１７０３号
福岡市中央区春吉３丁目26番12―709号　エンクレスト天神Ⅲ
債務者　今島　瑠征
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８４号
福岡市東区唐原２－５―20―201、住民票上の住所宮崎市南花ケ島町279番地３　ニューコーポラス大宮602号
債務者　黒木　脩平
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４７号
福岡市早良区原団地54番502号
債務者　井上美代子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５３号
福岡市早良区原３丁目９番53―202号　ポピンズ、前住所福岡市城南区別府６丁目14番32―101号　コンファートみかさ
債務者　栖本　美幸
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部